

Season-5の最終回は、写真の著作物の保護範囲について考えます。過去のクイズで気がついた人も多いと思いますが、写真の著作権の保護範囲は一律ではありません。被写体によって保護範囲に幅があります。どのように考えたらいいのかを整理してみましょう。



あっという間に
シーズン最終回。
最後まで気合を入
れていこう！

なかがわ

な) これまで写真の著作物性について学んできたけど、今回は写真の著作権はどこまで及ぶのか、写真の著作権の効力を考えてみよう。

ち) 6月号と10月号のクイズも写真の著作権侵害の問題だったけど、結論が違ったよね。写真によって権利範囲が異なるんだね。

な) そうなんだ。写真が著作物だったとしても、権利範囲は一律ではないんだよ。一緒に考えてみよう。



過去のクイズ
を見直してみ
よう。

チョッキー

1. 著作物ではない写真は存在するか？

ち) センセ、根本的な話として、そもそも著作物にならない写真はあるの？

な) お！ さすがチョッキー、いい質問だね。著作物性について悩んだら、立ち返る条文があったでしょ？

ち) 「思想又は感情を創作的に表現したものであること」だよ※1。

な) そのとおり。だから、もちろん「思想又は感情を創作的に表現していない写真」なら、著作物ではないということだね。

ち) 思想感情を表現していない写真かぁ……。先月勉強したように「偶然撮った写真」も著作物なんだよね？ うーん、思いつかない。例えば、どんなもの？

な) 最もよく例に挙げられるのは、絵画を記録用に撮影した写真だね。こういった写真は著作物ではないと説明されているよ※2。

ち) 確かに、被写体の絵画自体は保護される著作物かもしれないけど、その写真は著作物じゃなさそうだね。コピーと同じで、絵画から写真に写される間に何の創作も存在しないものね。他にもあるの？

な) 証明写真や防犯カメラに写った写真も著作物ではないといわれているよ※3。これらは被写体に工夫がないし、創作が発揮された構図でもないからね。

ち) 変な帽子やメガネを着用して撮影したり、突拍子もない表情やポーズで撮影した個性的な写真をパスポートに使ったら、再提出を求められそうだよ※3。個性を出してはいけない写真も存在するという事だよ※3。

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていただいて構いません。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

※1) いつもの2条1項1号。

※2) 「そうやってまいりますと、間違いなく写真の著作物から外れる写真といえば、絵画の著作物のような鑑賞主体たり得るものや単純な物品を忠実に複製する写真の場合、つまり複製の手段として写真が用いられているにすぎない場合であって」(加戸守行『著作権逐条講義』、著作権情報センター、p.123より)

※3) 「写真は基本的には被写体をそのままに写し撮るものであり、カメラという機材に依存する面が大きい。そのため写真の中には、固定式監視カメラで撮影した写真、自動証明写真、絵画の忠実な写真等のように単に被写体を忠実に写し撮っただけのものもあり、それらについては著作物性は認められない」(中山信弘『著作権法』、有斐閣、p.91より)

な)ハハハ、そのとおり。こうやって著作物性のない写真を説明したけど、実は、写真の著作物性のハードルはとて低いな。判決例を見てみよう。



事例

「カタログ写真事件」 知財高判 H18.2.22 平成17(ネ)10094号

「本件各写真は、本件ホームページで商品を広告販売するために撮影されたものであり、その内容は、次のとおりである。……(中略)……本件写真1は、固形据え置きタイプの商品を、大小サイズ1個ずつ横に並べ、ラベルが若干内向きとなるように配置して、正面斜め上から撮影したものである。光線は右斜め上から照射され、左下方向に短い影が形成されている。背景は、薄いブルーとなっている。……(中略)……以上から、本件各写真には、被写体の組合せ・配置、構図・カメラアングル、光線・陰影、背景等にそれなりの独自性が表れているということが出来る。」

チ)既存の商品を並べて、背景を付けたぐらいで著作物になっちゃうんだね。

な)そう。カタログに使う写真やスナップ写真にまで著作物性は認められるんだよ。結局、著作物性が否定される写真を例外と考えたほうがいいね。

2. 風景写真の保護範囲は？

な)さて、ここからが今回の本題。もし、夕日をバックにした東京スカイツリーを、AさんとBさんが並んで、うり二つの写真を撮ったとしたら、2枚の写真の著作物の関係はどのようになるかな？

チ)いくら2枚の写真がそっくりでも、別の著作物でショ！ 一方が他方のまねをしているという関係にないし。

な)そうだね。複製権の侵害は単に似ているというだけじゃダメで、まねをしている事実、つまり依拠性が必要とされるからね^{※4}。では、Aさんの写真を見たBさんが同じような写真を撮りたいと思って別の日に撮影したら、とてもよく似た東京スカイツリーの写真が撮れた。この場合はどう思う？

チ)うわあ、考えちゃうなー。似てるってことは類似性があるわけだし、先に撮影された写真を見てるってことは依拠性があるんだよね。

な)著作権侵害になると思う？

チ)……でも、こんなことは日常よくあるよねー。千円札の裏面にある本栖湖の「逆さ富士」なんて、きっと最初に写真を撮られてから、同じような写真が何千枚と撮影されているよね。似たような写真があったとして、それが権利侵害というのは変な気がするなあ。

な)そう思うよね。近ごろ、廃墟写真がブームだけど、先行した写真集を参考にして同じ場所で同じような写真を撮ったことについて、著作権侵害が争われた以下の事件があるんだ。

事例

「廃墟写真事件」 東京地判 H22.12.21 平成21(ワ)451号

「原告写真1と被告写真1とは、……(中略)……点などにおいて共通する。しかし、……(中略)……などの相違点があり、これらの相違点によって、原告写真1と被告写真1とは写真全体から受ける印象が大きく異なるものとなっており、被告写真1から原告写真1の表現上の本質的な特徴を直接感得することはできない。したがって、被告写真1の作成が原告写真1の翻案に当たるとの原告の主張は、その余の点について検討するまでもなく、理由がない。」

※4)「著作権侵害となるためには、原著物かもしくは(行為者を含む何者かによって)原著物に依拠して作成された(=①依拠)原著物と類似の範囲内にある著作物(②=類似性)に、行為者が依拠して(=①依拠)、21条から27条、113条1項、2項に規定される行為(③=法定の利用行為)が行われることが必要となる」(田村善之『著作権法概説第2版』、有斐閣、p.47より)



チ)著作権侵害ではないという結論だね。類似性を厳しく見ているのかあ〜。

な)そうなんだよ。風景写真は、自由に対象を動かして配置を変えることができないうし、また、被写体に当てる照明の強さや方向も変えられないしね。

チ)存在するものをそのまま撮影するというのは、ある意味、受け身の写真ということだね。

な)被写体をうまく撮ることができるアングルを、ある人が初めて見つけたとしても、相手は風景だからね。それに独占権を与えることは慎重にすべきだよ。だから、こういった被写体を動かすことができない写真の著作権はその権利範囲が狭く、著作権侵害は、その写真を利用したような場合に限られる、という結論になるんだ。

3. 静物写真の保護範囲は？

チ)でも、センス。被写体を自由に構成することができる写真もあるでショ？
絵でいえば、風景画に対して、画家が果物やお皿を自由に配置して、それを描く静物画みたいなもの。

実はボク、スイカが大好きなんだ！



な)そう、それが次の問題だ。では質問。Aさんは、市販のハサミやカッター、ホッチキスを買ってきて接着剤で積み上げてオブジェを作り、個性的な写真を撮りました。Bさんはその写真を見て、同じ文房具を入手し、同様に積み上げて写真を撮りました。Bさんの写真は著作権侵害になると思う？

チ)Bさんは、Aさんの写真そのものを利用しているわけじゃないけど……。うーん、でも、その配置がとても個性的なら著作権侵害になるような気もするし……。

な)そのとおり。この場合、著作権侵害の可能性は十分あるんだよ。この事例に関しては、次のように判示した有名な事件があるんだ^{※5}。

※5)原告写真を見て、被告が自ら被写体を集め、似たような写真を撮ったことを訴えた事件である。



原告写真



被告写真

最高裁HPより

事例

「スイカ写真事件」 東京高判 H13.6.21 平成12(ネ)750号

「被写体の決定自体について、すなわち、撮影の対象物の選択、組合せ、配置等において創作的な表現がなされ、それに著作権法上の保護に値する独自性が与えられることは、十分あり得ることであり、その場合には、被写体の決定自体における、創作的な表現部分に共通するところがあるか否かをも考慮しなければならないことは、当然である。……(中略)……本件写真は、そこに表現されたものから明らかとなり、屋内に撮影場所を選び、西瓜、籠、氷、青いグラデーション用紙等を組み合わせることにより、人為的に作り出された被写体であるから、被写体の決定自体に独自性を認める余地が十分認められるものである。」

チ)別の写真なのに侵害なんだね。

な)そう、この東京高裁の判決が出たときは、少なからずビックリしたけど、被写体の構図を撮影者がコントロールできる写真だからね。こういう判断もアリだと思うよ。

チ)被写体を人為的に配置できる写真は権利範囲が広いってことなんだね。

な)そういうこと。しかし、気をつけてほしいのは、保護されるのは「表現」であって、配置という「アイデア」ではないということだよ。

チ) どういうこと？

な) 例えば、スイカ事件でいえば、被告のスイカがメロンだったら、侵害じゃなかったらうってこと。表現として、色も形も変わっちゃうからね。前に紹介したカタログ写真事件とは違うけど、商品写真の構図がまねされた事件では、次のように判決されているんだよ。

事例

「カーテン部品写真事件」 大阪地裁 H7.3.28 平成4(ワ)1958号

「一般人が写真上から被写体の相違を認識することができず、両者の撮影方法の同一性から一方の写真が他方の写真を複製したものであるとの認識を抱くというのは、主として、被写体が個性のない代替性のある商品であることによるのであって、撮影方法が同一のものであることによるのではない。……（中略）……本件写真の被写体がパロマの商品であるのに対し、被告写真の被写体は被告の商品であるから、前説示に照らし、被告写真をもって本件写真の複製という余地はないものといわなければならない。」

チ) ありふれた配置ならば権利範囲は限定的ってことなんだね。確かに、特許を取り扱っている我々はアイデア的な主張をしてしまいそうだから、気をつけないとね。……それにしても、一言で写真の著作権といっても、その権利内容は千差万別だね。混乱しちゃうヨ～。

な) 確かにちょっと複雑だね。

では最後に、今日の講義をまとめておこう。

撮影対象	構図の創作性	具体例	著作物性	権利範囲
構図に創作なし	なし	・ 絵画の記録写真 ・ 常識的に撮影した自動証明写真 ・ 監視カメラの写真	なし	
受動的な撮影	あり	・ 風景写真 ・ 報道写真 ・ 肖像写真 ・ スナップ写真	あり	自らの写真の利用に権利が及ぶが、構図自体をまねた他写真に権利は及ばない。
能動的な撮影	あり(低い)	・ カタログ写真	あり	同上
	あり(高い)	・ 構図を主題とする芸術作品	あり	自らの写真の利用に権利が及ぶだけでなく、構図自体をまねた他写真に権利が及ぶ可能性あり。

写真の著作権は少し複雑。しっかり覚えましょう！



チ) よーし！ 復習してカッコいい写真をバンバン撮るぞ～！

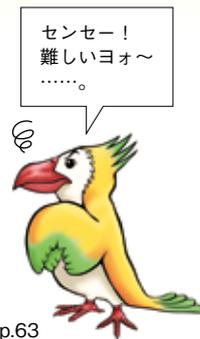
今回は、

2012年4月号に掲載予定！

Season-6では、「**意匠と美術の著作物**」の関係について解説します。



今月のクイズです。
わが国において、物品「置物」として意匠登録された美術品は、美術の著作物として保護されることはない。
○？ それとも×？



※解答は p.63



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp